

# みさきフットボールクラブ「会則」

<<当クラブは、創部1976年である>>

## 第1章 総則

### 【名称】

**第1条** 当クラブの名称は、【みさきフットボールクラブ（略称をみさきFC）】と称する。

2. 当クラブの象徴色（チームカラー）は、緑を基調とする。

### 【目的】

**第2条** サッカーを通じて『心・技・体を鍛える』のみならず、『挨拶などの作法』、『助け合いの精神』、『感謝の気持ち』、『自己能力の向上』など、ハイクオリティを感じとれる、『伸び伸び・活き生き』した健全なる少年少女の育成。

2. 広くサッカーを普及する活動。  
3. その地区にサッカーチームがない子供たち、強豪チームには入れない子供たちでも、『サッカーをしてみたい子供たちの救済の場』でありつづける活動。

当クラブは目的達成のため以下の活動を行う。

- ① 練習を行い、サッカー技術の習得と向上に努める。
- ② 練習を通じ、クラブ員相互の交流を深める。
- ③ 他のスポーツ団と交流し、当クラブの発展をはかる。
- ④ その他、当クラブに<sup>※</sup>必要と思われる活動を率先して行う。
- ⑤ 定例の運営委員会「世話人会」および指導スタッフによる「コーチ会議」を開催する。

<sup>※</sup> 必要と思われる活動とは、上位団体への貢献、指導者の養成等。

5. 当クラブの目的・精神に反する者は、運営委員会の決定により、除名・処分をする事が出来る。

6. 脱会は本人の自由意志とする。

### 【役員・運営委員】

**第4条** 役員は、監督、代表、事務局長、本部スタッフと、運営委員（指導スタッフ、運営スタッフ）で構成される。

2. 役員は、当クラブの運営を円滑なものとするように努める。

3. (第2章、第3条、3.)の保護者は、運営委員としての決議権は所有しない。また、(第2章、第3条、3.)の保護者は、各学年で選出された運営委員(世話人、会計)に決議権を委ねるものとする。

### 【本部スタッフと運営委員の選出】

**第5条** 本部スタッフは、上位チームから選出される。

2. 指導スタッフは、運営委員の推薦を受け、監督および代表で承認する。

3. 運営スタッフは、各学年から選出された若干名(世話人、会計)から構成される。

4. 本部スタッフと運営委員は、毎年総会で承認される。

### 【役員の退任】

**第6条** 役員は、依願退任について一定の期間前に申告し、総会または運営委員会において確認・承認されたとき退任する。

2. 当クラブの意向ならびに目的に反する場合、また当クラブの品位の低下および運営に不利益を与えた場合には、総会、運営委員会またはコーチ会議において検討・確認されたのち資格喪失とする。

## 第2章 会員・役員

### 【会員】

**第3条** 当クラブの目的と会則に賛同するサッカー愛好者で構成する。

2. 広くサッカーを普及する活動。
3. 当クラブの入会資格は、年中から小学6年生の男女とする。
4. 指導・運営に携わる者、また、(第2章、第3条、3.)の保護者も構成員として含まれる。

## 第3章 議決会議

### 【運営委員会の開催・構成】

**第7条** 役員と運営委員とで、月一回の定期運営委員会「世話人会」を開催し、月間予定、その他議案の討議等を行う。

2. 欠席に際しては、その旨を関係者へ報告・連絡すること。

【コーチ会議の開催・構成】

第8条 指導スタッフで、月一回程度の「コーチ会議」を開催し、指導に関する議案の討議等を行う。

2. 欠席に際しては、その旨を関係者へ報告・連絡すること。

【総会の開催・構成】

第9条 総会は、役員と運営委員をもって構成する。

2. 年一回の定期総会(6月頃)を開催し、事業活動報告、役員と運営委員の承認、予算の決定、会則の改定、その他、議案の討議を行う。

3. 事業活動は、【目的】(第1章、第2条)を遂行するための活動を計画・実践する。

4. 予算は、当クラブの組織運営上必要と認められるものについて、予算の範囲で収入・支出する。

5. 欠席に際しては、その旨を関係者へ報告・連絡し、委任状をもって総会へ参加とする。

6. 総会は、役員と運営委員の総数の過半数の参加を持って成立とする。

【決議機関】

第10条 当クラブの決議機関は、総会および運営委員会とする。

2. 多角的かつ構築的に協議を行い、役員と運営委員出席者の過半数の承認を持って決議とする。

第4章 会費

【会費】

第11条 当クラブの運営費は、会費制、及び、その他の財政によって運営する。

2. 入会金は、学年を問わず ¥3,200円とする。

3. 2年以下  
(公)日本サッカー協会：登録なし、  
(一社)神戸市少年サッカーリーグ：登録なし  
月会費：¥1,200  
但し、12月のみ¥1,700

4. 3年生  
(公)日本サッカー協会：登録なし  
(一社)神戸市少年サッカーリーグ：登録なし  
月会費：¥1,700  
但し、12月のみ¥2,200

5. 4～6年生  
(公)日本サッカー協会：登録あり、  
(一社)神戸市少年サッカーリーグ：登録あり  
月会費：¥1,700

但し、4月(リーグ登録)：¥2,800  
12月のみ¥2,200

第5章 特例措置の扱い

【不足の事態】

第12条 大規模災害の発生、パンデミックの発生および当クラブ組織上の問題発生時には特別対策本部を設置する。

2. 大規模災害の発生・疫病の拡散等により日常生活に支障をきたし団の活動を自粛・停止する状況が起きた場合は監督・代表は、臨時役員会を招集・開催することができる。

3. 特例として監督・代表・総務(事務局長)・本部世話人・本部会計の最小役員で「対策会議」を開催・協議の元、会則・規約等を変更・追加し執行する事が出来る。

4. その改訂事項・決定事項については、その他の役員、運営委員および会員は従う事とする。

第6章 補則・その他

【補則・その他】

第13条 この会則に定めのないものに関しては、総会、運営委員会、指導者会議において審査し、運営委員会の決裁を得て実施することが可能である。

第7章 附則

附則

本規約は 199\*年 発行 (承知おきの改定歴)  
2002年06月 改訂  
2008年06月 改訂  
2011年06月 改訂  
2013年06月 改訂  
2015年06月 改訂  
2016年06月 改訂  
2020年08月 改訂

